令和８年度岩手県中小企業災害復旧資金貸付要綱

第１　目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）が、災害により事業活動に支障を生じている場合に、災害の早期復旧を行うために必要な資金を円滑に供給し、もって経営の安定に資することを目的とする。

第２　取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第３　取扱期間

原則として、資金取扱開始の日から３か月間とする。

第４　貸付対象者

災害救助法（昭和22年法律第108号）の適用を受けた市町村区域において、事務所又は事業所が罹災した中小企業者であって、市町村長又は消防事務を行う一部事務組合の管理者が発行する罹災証明（以下「罹災証明書」という。）を受けた者とする。

なお、上記にかかわらず、知事が特に認める場合であって罹災証明書を受けた者については、これを貸付対象者とすることができる。

第５　貸付の条件

１　資金の使途

災害復旧に必要な設備資金及び災害の影響を受け、経営安定のために必要な運転資金とする。

２　貸付限度額

１企業につき1,000万円以内とする。

３　貸付期間

10年以内とする。ただし、３年以内（危機関連保証を利用した場合は２年以内）の据置期間をおくことができる。

４　貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間　３年以内　　年2.45％以内

貸付期間　３年超10年以内　年2.65％以内

ただし、信用保険法第２条第５項第１号から第４号まで及び同項第６号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、上に掲げる貸付利率から年 0.20％を減じた率とする。

５　担保・保証人

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、不要とする。ただし、不動産取得資金の場合は、原則として貸付対象物件を担保に徴求する。

６　信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。ただし、別に定めるところにより、県が補給を行うものとする。

（１） 直近決算における貸借対照表を作成している場合

ア 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD評点 区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

（注）CRD評点：一般社団法人CRD協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

イ 有担保の場合は、岩手県信用保証協会が定めるところにより、アに掲げる保証料率から年 0.1％を基準とした割引を行うものとする。

（２） 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

ア 無担保の場合は、年0.95％とする。

イ 有担保の場合は、岩手県信用保証協会が定めるところにより、アに掲げる保証料率から年 0.1％を基準とした割引を行うものとする。

（３） 信用保険法第２条第５項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第５号、第７号及び第８号にあっては年0.6％、それ以外にあっては年0.7％とする。

（４） 信用保険法第２条第６項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は、年0.6％とする。

（５） 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、（１）から（４）までに掲げる保証料率から年0.1％を減じた率とする。

７ 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

８ その他

この要綱に定めのない貸付条件及び保証条件については、取扱金融機関及び岩手県信用保証協会の所定の条件による。

第６ 申込手続

貸付を受けようとする者は、罹災証明書及び中小企業災害復旧資金借入申込書（様式第１号）を添付の上、取扱金融機関に、その所定の手続により申し込むものとする。

第７ 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第８ 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

第９ 保証料補給

県は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及び中小企業災害復旧資金保証料補給補助金交付要綱（平成27年３月23日付け経支第1116号岩手県商工労働観光部長通知）の定めるところにより、この要綱に基づいた融資について保証をした岩手県信用保証協会に対し、保証料補給を行うものとする。

第10　報告及び書類の保管

1　取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

2　貸付を受けた中小企業者は、その資金使途及び支払等の年月日が分かる関係書類について、貸付の日から５年間保管するものとする。

第11　期中支援

1　貸付の決定を受けた者が、信用保険法第２条第５項第５号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が1,250万円以下であるとき、又は貸付期間が１年以内であるとき及び平成30年４月１日以降に保証申込受付したものは、この限りでない。

2　貸付の決定を受けた者が、信用保険法第２条第６項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和２年４月１日から令和３年１月31日までの期間（信用保険法第２条第６号に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が１年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、又は保証期間が１年以内であるときは、この限りではない。

3　取扱金融機関が前各号に定める報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を提出するものとする。

第12　要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別表　取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合